

大学入学資格検定の根拠法令

学校教育法（抄）
昭和二十二年三月三十一日
法律第二十六号

第五十六条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業し、若しくは修了した者（通常の課程に在りて、その課程の修了した者を含む。）又は、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則（抄）
昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号

第六十九条 学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学に入学し、高等学校を卒業した者は、次の各号の上の学力が認められる者は、次の各号の国に在りて、その課程の修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者として認定した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 省令第十三号（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

六 受入大学に入学した者であつて、当該大学の入学資格に合格した者

七 高等学校を卒業し、若しくは修了した者（通常の課程に在りて、その課程の修了した者を含む。）又は、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

大学入学資格検定規程（抄）
昭和二十六年六月二十二日
文部省令第十三号

第二条 資格検定を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 各号の（一）に該当する者とする。

二 高等学校を卒業し、若しくは修了した者（通常の課程に在りて、その課程の修了した者を含む。）又は、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

三 文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 省令第十三号（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

六 受入大学に入学した者であつて、当該大学の入学資格に合格した者

七 高等学校を卒業し、若しくは修了した者（通常の課程に在りて、その課程の修了した者を含む。）又は、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則（抄）
昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号

第六十三条 学校教育法第四十七条の規定により、高等学校に入学し、中等学校を卒業した者は、次の各号の上の学力が認められる者は、次の各号の国に在りて、その課程の修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者として認定した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 省令第十三号（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

六 受入大学に入学した者であつて、当該大学の入学資格に合格した者

七 高等学校を卒業し、若しくは修了した者（通常の課程に在りて、その課程の修了した者を含む。）又は、これと同等以上の学力があると認められた者とする。